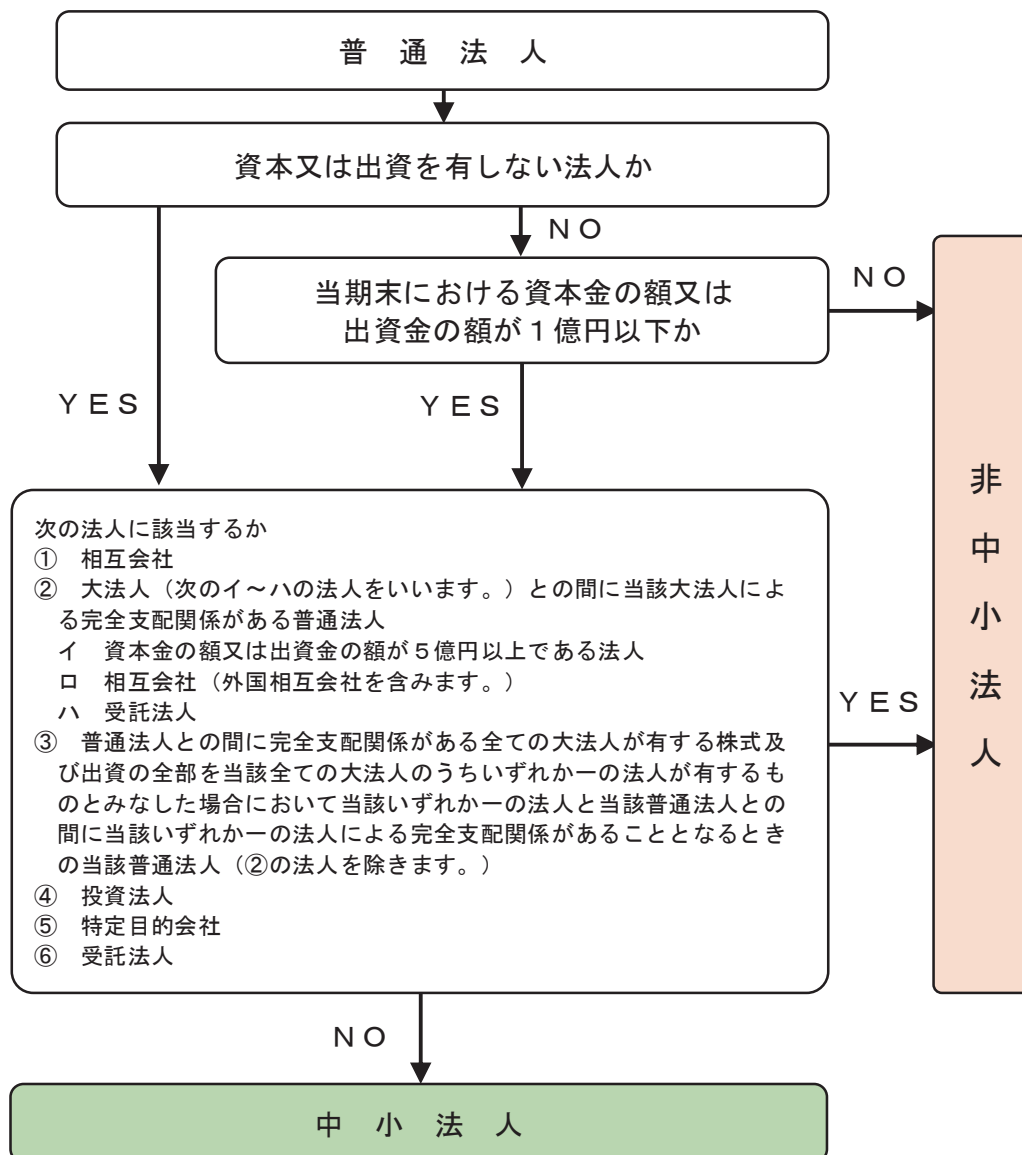


4 中小企業者の判定等

(1) 別表一における中小法人の判定

イ 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、中小法人等（一定の普通法人、一般社団法人等、人格のない社団等、公益法人等又は協同組合等）に対しては軽減税率が適用されます（法66②③⑥）。普通法人のうち軽減税率が適用される中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



ロ 軽減税率の特例措置

中小法人等に対しては軽減税率の特例措置（所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%）が適用されます。ただし、普通法人の平成31年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、適用除外事業者には該当しない場合に限り、軽減税率の特例措置が適用されます（措置法42の3の2）。適用除外事業者の判定については、88ページを参照してください。